

## 【機密性 2】

事件記録及び事件書類並びに少年調査記録の特別保存の要望について

金沢家庭裁判所

### 1 事件記録及び事件書類並びに少年調査記録の特別保存について

裁判所における事件記録及び事件書類並びに少年調査記録（以下併せて「記録等」といいます。）については、保存期間が満了した場合には廃棄する旨定められています（事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第8条第1項並びに少年調査記録規程（昭和29年最高裁判所規程第5号）第7条第1項）が、「1項特別保存」と「2項特別保存」に当たる場合には、保存期間満了後も保存しなければならない旨定められています（事件記録等保存規程第9条及び少年調査記録規程第8条）。

「**1項特別保存**」とは、記録もしくは事件書類又は少年調査記録につき、「特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。」（事件記録等保存規程第9条第1項及び少年調査記録規程第8条第1項）と定められているもので、当該事件に関係する特別の事由により、同事件の当事者や関係者などからの要望に基づいて、特別保存とされるものです。

これに対して、「**2項特別保存**」とは、記録もしくは事件書類又は少年調査記録につき、「史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」（事件記録等保存規程第9条第2項及び少年調査記録規程第8条第2項）と定められているもので、史料又は参考資料となるべき記録等が特別保存とされるものですが、この特別保存についても、一般の方々からの要望を受けることとしています。

### 2 要望の申出対象事件

特別保存の要望の申出は、金沢家庭裁判所（管内の支部及び出張所を含みます。）に係属していた（いる）事件であれば、事件が判決等により完結した後であっても、係属中であっても行うことができますが、当該事件の記録等が廃棄されると特別保存に付することができなくなります。

記録等は、保存期間満了日の翌年には廃棄の手続を行うこととなりますので御注意ください。保存期間満了日は、当該事件の完結日（判決確定日等）から保存期間の経過した日ですが、記録の保存期間は事件の種類によって異なりますので、詳細は別表を御覧ください。

### 3 1項特別保存の要望の申出について

1項特別保存は、例えば、再審事件に係属しているといった当該事件に関係する事由により、特別保存に付するよう要望の申出があった場合に、これを受けて、裁判所が特別保存に付するかどうかを決定します。

(1) 1項特別保存に付すべき事件の例

(事件記録及び事件書類)

ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する事件

イ 再審又は和解無効確認又は少年保護処分取消等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

ウ その他の関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件  
(少年調査記録)

ア 少年保護事件記録が事件記録等保存規程第9条第1項に規定する特別保存に付された事件

イ 14歳未満の少年の事件で、当該少年が20歳に達する前に調査記録の保存期間が満了するもの

ウ 他の少年の事件の調査のために調査記録が必要な事件

(2) 要望の申出の受付期間

要望の申出対象事件は、前記2のとおりですが、事務手続の都合上、要望の申出は、要望の申出をしようとする事件につき保存期間の満了日の属する年の10月末日までに行っていただきますよう御協力をお願いします(例えば、事件の種類が人事訴訟事件で、事件完結の日が平成27年5月25日であれば、記録の保存期間は5年ですので、保存期間の満了日は令和2年5月24日となりますから、令和2年10月末日までとなります。)

(3) 特別保存の終期

1項特別保存については、特別保存に付することが決定したときから10年間保存する取扱いとしています。引き続き保存の要望がある場合には、特別保存の終期が到来する前に再度の申出を行ってください。

なお、10年より短い期間の保存を要望することもできます。その場合には、要望書の備考欄に要望する期間を記載してください。

(4) 要望の申出方法

1項特別保存の申出は、別添の1項特別保存要望書ひな形に所定の事項を記入して提出してください。

要望の申出をする事件の記載は、その事件に係属していた(する)裁判所及び事件番号(年度、符号、番号)を記載してください。

事件番号が不明な場合は、事件に関する情報欄に、判決があった日付や当事者名、事件名等の事件の特定に必要な情報を記載してください。事件の特定ができない場合は、特別保存の要望として受け付けることができませんので御注意ください。

なお、記録等の一部について1項特別保存に付するよう要望することもできます(一部の保存を要望する旨の記載がない場合には、記録等の全てを保存することになります。)。その場合には、要望書の備考欄にその旨及び範囲を記載してください。

金沢家庭裁判所の本庁が保存している記録等についての1項特別保存要望書は、下記の金沢家庭裁判所本庁の訟廷記録係宛てに、持参、郵送、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

なお、金沢家庭裁判所の管内の支部及び出張所が保存している記録等については、当該支部又は出張所宛てに提出してください。

記

●金沢家庭裁判所訟廷記録係

〒920-8655

金沢市丸の内7番1号

ファクシミリ 076-221-3148

4 2項特別保存の要望の申出について

2項特別保存は、史料又は参考資料となるべき記録等について、保存期間満了後も保存するものです。

金沢家庭裁判所が、一般の方々からの要望の有無にかかわらず、特別保存に付するものもありますが、要望の申出のあった場合に、これを受けて、特別保存に付することを決定するものもあります。

(1) 2項特別保存に付すべき事件の例

(事件記録及び事件書類)

- ア 重要な憲法判断が示された事件
- イ 法令の解釈運用上特に参考となる判断が示された事件
- ウ 訴訟運営上特に参考となる審理方法により処理された事件
- エ 世相を反映した事件で史料的価値の高い事件
- オ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する事件
- カ 調査研究の重要な参考資料になる事件

(少年調査記録)

- ア 少年保護事件記録が事件記録等保存規程第9条第2項に規定する特別保存に付された事件
- イ 少年保護事件の調査上特に参考となる調査を行った事件
- ウ 世相を反映した事件で史料的価値が高いもの
- エ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する事件
- オ 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料となる事件

(2) 要望の有無にかかわらず2項特別保存に付する事件

次の事件は、一般の方々からの要望の有無にかかわらず、金沢家庭裁判所において、2項特別保存に付します。

- ア 「最高裁判所民事判例集」、「最高裁判所刑事判例集」、「最高裁判所裁判集(民事)」又は「最高裁判所裁判集(刑事)」に判決等が掲載された事件
- イ 当該事件を担当した部から「重要な憲法判断が示された」、「法令の解釈運用上

特に参考になる判断が示された」、又は「訴訟運営上特に参考となる審理方法により処理された」に該当するとして申出があった事件  
ウ 主要日刊紙のうち2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件

(3) 要望の申出の受付期間  
3の(2)と同じ。

(4) 2項特別保存したことの公表

2項特別保存の要望の申出があった事件については、金沢家庭裁判所において、「保存記録選定委員会」の意見を聴いた上で、2項特別保存に付するかどうかを決定し、翌年6月をめぐりに、2項特別保存に付された事件の一覧表をHPに掲載します。

なお、これまでに2項特別保存に付された事件についても同様に一覧表を掲載します。

要望の申出の結果については、この一覧表を御覧ください。

おって、一覧表に記載されている以外の結果については、要望の申出をされた方から下記の係に照会いただければ、個別にお知らせします。

記

●金沢家庭裁判所訟廷記録係

〒920-8655

金沢市丸の内7番1号

ファクシミリ 076-221-3148

(5) 要望の申出方法

2項特別保存の申出は、別添の2項特別保存要望書ひな形に所定の事項を記入して提出してください。

ア 要望の申出をする事件の特定

事件番号が判明している場合には、その事件が係属していた裁判所及び事件番号（年度、符号、番号）を記載してください。

事件番号が不明な場合には、記載例のような事件に関する情報を記載して事件の特定をしてください。

（記載例）

(ア) ○年○月○日に判決があった原告○○、被告○○の離婚訴訟事件

(イ) ○年○月○日の○○新聞朝刊に掲載された被告○○に対する（○○被害に関する）損害賠償事件

イ 記録等の一部についての要望の申出

記録等の一部について2項特別保存に付するよう要望することもできます（一部の保存を要望する旨の記載がない場合には、記録の全てを保存することになります。）。その場合には、要望書の備考欄にその旨及び範囲を記載してください。

ウ 要望の理由

要望の申出のあった事件については、「保存記録選定委員会」が要望の理由を検討した上で、2項特別保存に付することの可否についての意見を具申し、金沢家庭裁判所において、この意見を踏まえて、2項特別保存に付するかどうかを決定します。

要望の申出をするに当たっては、2項特別保存に付することが相当であるか否かを検討できるよう、できる範囲で具体的かつ分かりやすく、申出をした理由の概要を記載してください。

エ 要望の申出先等

2項特別保存要望書は、前記4の(3)のイの金沢家庭裁判所本庁の訟廷記録係宛てに、持参、郵送、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

なお、金家庭裁判所の管内の支部及び出張所が保存している記録等についても、前記本庁の係宛てに提出してください。

(別表)

### 主な記録の保存期間

事件の種類		保存期間
1	民事通常訴訟事件 人事訴訟事件	5年
2	家事審判事件	子の氏の変更についての許可の申立て 1年 その他 5年
3	家事調停事件	5年
4	少年保護事件	保護処分決定によつて完結したもの又は検察官を出席させる決定があつた事件につき、審判に付すべき事由の存在が認められないこと若しくは保護処分に付する必要がないことを理由として保護処分に付さない旨の決定がされたもの 少年が26歳に達するまでの期間 その他 3年。ただし、道路交通法違反保護事件以外の事件で右の期間満了時に少年が20歳に達しないものは、20歳に達するまでの期間
5	準少年保護事件(少年法第27条の2に規定するもの)	3年。ただし、右の期間満了時に本人が26歳に達しないものは、26歳に達するまでの期間

1	少年調査記録	少年審判規則(昭和23年最高裁判所規則第33号)第37条の2第4項の規定により返還を受けた物についてはその日から5年 その他のものについては終局決定の日から6年とする。ただし、当該少年が26歳に達した時は、その期間内でも、保存期間は満了したものとする。
---	--------	---

(別添1)

1 項 特 別 保 存 要 望 書 <sup>(※1)</sup>	
令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 金沢家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 金沢家庭裁判所 支部・出張所 御中  住所 職業 氏名 印 電話番号	
下記の記録・事件書類の特別保存を要望します。(※2)	
対象事件	<input type="checkbox"/> 金沢家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年( )第 号 <input type="checkbox"/> 金沢家庭裁判所 支部・出張所  【事件に関する情報】
特別保存を要望する理由	事件記録等保存規程9条1項, 少年調査記録規程8条1項 (該当するもの(複数選択可)に○を付けてください。) <b>1 事件記録(少年調査記録を除く。)及び事件書類について</b> ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する。 イ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し(事件番号: 裁判所 年( )第 号), 又は係属することが予想される。 ウ 関連する事件が現に係属し(事件番号: 裁判所 年( )第 号), 又は係属することが予想される。 エ その他 <b>2 少年調査記録について</b> ア 少年保護事件記録が事件記録等保存規程1項の特別保存に付された。 イ 14歳未満の少年の事件で, 当該少年が20歳に達する前に調査記録の保存 期間が満了する。 ウ 他の少年の事件の調査のために調査記録が必要である。 (事件番号: 裁判所 年( )第 号) エ その他 <b>【理由の概要】(上記○を付したいずれの場合も記載してください。)</b>
備考	

※1 特別保存に付することが決定したときから10年間保存しますが、引き続き保存の要望がある場合には、特別保存の終期が到来する前に再度の申出を行ってください。

なお、10年より短い期間の保存を要望することもできます。その場合には、要望書の備考欄に要望する期間を記載してください。

※2 記録等の一部を特別保存に付するよう要望する場合には、要望書の備考欄にその旨及び範囲を記載してください。一部の保存を要望する旨の記載がない場合には、記録等の全てを保存することになります。

(別添2)

## 2 項 特 別 保 存 要 望 書

令和 年 月 日

金沢家庭裁判所 御中

住所

職業

氏名

印

電話番号

下記の記録・事件書類の特別保存を要望します。(※)

対象事件	<input type="checkbox"/> 金沢家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年( )第 号 <input type="checkbox"/> 金沢家庭裁判所 支部・出張所 【事件に関する情報】
特別保存を要望する理由	事件記録等保存規程9条2項, 少年調査記録規程8条2項 (該当するもの(複数選択可)に○を付けてください。) <b>1 事件記録(少年調査記録を除く。)及び事件書類について</b> ア 重要な憲法判断が示された。 イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された。 ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された。 エ 世相を反映した事件で史料的価値が高い。 オ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する。 カ 調査研究の重要な参考資料となる。 キ その他 <b>2 少年調査記録について</b> ア 少年保護事件記録が事件記録等保存規程9条2項の特別保存に付された。 イ 少年保護事件の調査上特に参考となる調査を行った。 ウ 世相を反映した事件で史料的価値が高い。 エ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する。 オ 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料となる。 カ その他 【理由の概要】(上記○を付したい <u>いずれの場合も</u> 記載してください。)
備考	

※ 記録等の一部を特別保存に付するよう要望する場合には、要望書の備考欄にその旨及び範囲を記載してください。一部の保存を要望する旨の記載がない場合には、記録等の全てを保存することになります。